

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表様式

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
1	外科用手術台売買契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年2月1日	(株)常光札幌支店 北海道札幌市中央区北5 条西13丁目	5,665,000円	一般競争入札に付したものの、 落札者がいなかったため。	
2	令和4年度 昇降機設備保守業務委 託契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年3月25日	(株)日立ビルシステム北海 道支社 北海道札幌市中央区北3 条西4丁目1-1	1,320,000円	設備製造元直系であり、契約の 性質が競争を許さない場合に該 当するため。	
3	令和4年度 清掃、衛生管理業務委 託契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年3月25日	(株)日東総業 北海道夕張郡栗山町錦3 丁目34-5	15,760,800円	町内業者で長年当該業務を委託していること、新 築工事を控え、設備等の面から院内事情に精通し た当該業者とすることで業務を円滑に進められる ことから、契約の性質が競争を許さない場合に該 当するため。	
4	令和4年度 事務当直業務委託契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年3月25日	(株)日東総業 北海道夕張郡栗山町錦3 丁目34-5	1,484,000円	同上	
5	令和4年度 事業系一般廃棄物 収集運搬業務委託契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年3月25日	(株)日東総業 北海道夕張郡栗山町錦3 丁目34-5	1,636,800円	同上	
6	令和4年度 給食業務委託契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年4月1日	(株)LEOC 東京都千代田区大手町1 -1-3	25,872,000円	長年当該業務を委託していること、新築工事を控 え、設備等の面から院内事情に精通した当該業者 とすることで業務を円滑に進められることから、 契約の性質が競争を許さない場合に該当するた め。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
7	スリットランプSL130売 買契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年8月4日	(株)竹山 岩見沢市志文町957-5	2,992,000円	日本赤十字社会計規則第36条4項 に定める緊急の必要に付するこ とができない場合に該当するた め。	
8	ハンフリーフィールドアライバー自 動視野計HFA-840売買契 約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年8月4日	(株)竹山 岩見沢市志文町957-5	6,451,500円	同上	
9	手術顕微鏡OMS-90売買 契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年8月4日	(株)竹山 岩見沢市志文町957-5	1,232,000円	同上	
10	オートレフケラトメー ターARK-1a売買契約	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年8月4日	(株)竹山 岩見沢市志文町957-5	1,905,750円	同上	
11	病院敷地内樹木等の伐 採工事	事務部会計課 北海道夕張郡栗山町朝日 3丁目2番地	令和4年8月16日	(有)札幌庭園工業 北海道札幌市清田区美し が丘1条7丁目3-12	4,994,000円	日本赤十字社会計規則施行細則 第36条に定める契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に該 当するため	
12							

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。